

平成27年6月8日

株主各位

大阪府茨木市大字佐保193番地の2  
株式会社ユニバーサル園芸社  
代表取締役社長 森坂 拓実

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成27年5月16日開催の取締役会において、平成27年7月1日（水曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成27年6月30日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式分割後の所有株式に関する案内は平成27年7月下旬にお届け先住所にお送り申し上げます。
- 平成27年7月1日（水曜日）にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。